

提案基準 3 「土地区画整理事業施行区域内における開発行為」	法 3 4 条 1 4 号
--------------------------------	---------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 3 (P59)

本提案基準は、原則として建築物の新築等に伴う形質の変更のみによる開発行為を対象とするが、土地区画整理事業の施行区域内の土地における再開発のうち、開発行為の予定建築物の用途が住宅であり、かつ、建築計画が適正な規模の建替等である場合に限り、区画の変更等を伴う開発行為を認めることとする。

その場合、当該開発行為が法第 3 4 条第 1 4 号の規定に該当するには、本提案基準の要件に該当し、かつ、提案基準 2 「旧住造法完了地における開発行為」の要件(立地基準編 P58 及び本編 P38・P39 参照)に該当することが必要である。